

## 第29回入善町農業委員会議事録

令和元年12月6日午後1時30分から第29回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名            委員現在数 18名

出席委員 17名

1番 五十里 章	2番 米澤 一博	3番 中島 茂樹	4番 高澤 清晶
5番 島瀬 康一	6番 塚田 周一	7番 城崎 久満	8番 松原 二美榮
9番 米山 義隆	10番 鍋嶋 太郎	11番 上島 幸夫	12番 谷口 和子
13番 米田 喜代美	14番 山崎 林太郎	15番 愛場 義豊	16番 田中 吉春
17番 酒井 良博			

欠席委員 1名

18番 長原 均

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	小堀 勇
入善町農業委員会	係長	島尻 淳子
入善町農業委員会	主事	道下 玲也
入善町農業委員会	主事	浦田 佳明

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第103号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第104号 農地法第4条の規定による意見進達について
日程第5	議案第105号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第6	議案第106号 農用地利用集積計画の決定について

議長（鍋嶋 太郎）

ご苦労様です。本日は、初雪を観測するととても寒い日となりました。今年も残り1ヶ月となりましたが今一度、気を引き締めていただき、農業委員としての活動を行っていただければと思います。それでは、本日もよろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第29回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第6の終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

— 議事録署名委員決定の件 —

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。7番城崎委員と8番松原委員に決定  
いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第3、議案第103号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事  
務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第103号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求  
めます。今回は、2件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は入善町青木〇〇の1筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は474  
㎡です。

譲渡人は入善町青木〇〇の〇〇さん、譲受人は入善町青木〇〇の〇〇さんです。

申請農地は、譲受人が耕作しており、所有権移転するため今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を  
営むための農機具が揃っていること、該当農地は住宅の隣接地であり、通作に支障は無いと見込まれる  
こと、耕作者本人が45年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを  
効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得で  
きないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当  
該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年180日にわたり農作業に  
従事していることから、農地の耕作者本人が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると  
認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することと  
いう、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、10,982㎡となるため、要件  
を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、  
原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸に  
は当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における  
農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を  
満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしている  
と考えます。

農業委員による意見書の確認印は、高澤委員にいただいております。

申請番号2番、農地の所在地は入善町青木〇〇の1筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は1,487  
㎡です。

譲渡人は入善町入膳〇〇の〇〇さん、譲受人は入善町青木〇〇の〇〇さんです。

申請農地は、譲受人が耕作しており、所有権移転するため今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、該当農地は徒歩で5分以内であり、通作に支障は無いと見込まれること、耕作者本人が47年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年150日にわたり農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、9,031㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、高澤委員にいただいております。

以上、2件の申請です。よろしくお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

高澤委員

受付番号1番及び2番ですが、どちらも譲受人が耕作を行っており、現地確認においても問題はなかったため確認印を押しました。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第103号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長 (鍋嶋 太郎)

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定します。

議長 (鍋嶋 太郎)

次に、日程第4、議案第104号、農地法第4条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第104号、農地法第4条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

申請番号1番。申請地は入善町春日〇〇の内の計1筆、台帳地目は田、現況地目も田であります。一部は宅地となっており、面積は308㎡です。

申請人は入善町春日〇〇の〇〇さんで、転用目的は「農業用施設敷地」です。

申請者の〇〇さんは、自営業の傍ら水稻を中心に、約2.7haを経営する農業者です。

これまで、ブルーシートを被せて農業機械を置いていましたが、風雨や湿気による影響で劣化が進んでいるため、新たに農業用機械置場とする納屋を建築する計画です。

また、申請地の一部は、農地法の手続きをとらずに造成を行っているため、今回は始末書をつけての申請となりました。

申請面積は308㎡と、トラクター2台、田植機、稲刈機、フォークリフトが1台ずつの計5台を収容する農業用施設と資材置場として利用するための必要最小限の面積です。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地等として利用すべき土地として定めた土地の区域内にある農地であることから、農用地区域内にある農地であると判断します。

申請地は、農用地区域内にある農地ですが、転用目的が「農業用施設敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のアの(イ)のbによる、「農用地利用計画において指定された用途に供するもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題ないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われれます。

申請地は、平成29年10月19日及び令和元年10月11日に農業振興地域の用途区分の変更済みであり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきであると考えます。

以上、1件です。よろしく願いいたします。

議長 (鍋嶋 太郎)

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

山崎委員

受付番号1番ですが、事務局の説明のとおりであり、問題ありません。

議長 (鍋嶋 太郎)

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

(質問・意見なし)

議長 (鍋嶋 太郎)

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第104号、農地法第4条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第5、議案第105号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第105号、農地法第5条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は、2件の申請があります。

申請番号1番。申請地は入善町上野字入善〇〇外1筆の計2筆、台帳地目は田と畑、現況地目はともに宅地で、面積は9.79㎡です。

譲渡人は、入善町上野〇〇の〇〇さん、譲受人は入善町入膳〇〇の〇〇さんです。転用目的は「一般住宅敷地」で、契約内容は「所有権移転」です。

申請者の〇〇さんは、申請地を含めて現在の場所に平成13年6月に自宅を新築しましたが、一部農地法の許可なく現在まで利用しています。今回、その部分を是正するため、始末書をつけての申請となりました。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、都市計画法上の用途区域内にある農地であることから、第3種農地であると判断します。

第3種農地の転用であることから、運用通知第2の1の(1)のエの(イ)による、「第3種農地は許可することができる」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題ないと考えます。

申請地は、用途区域内にあるため農振除外の手続きは不要であり、隣接耕作者からの同意及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

申請番号2番。申請地は入善町浦山新〇〇の計1筆、台帳地目、現況地目はともに田で、面積は600㎡です。

貸渡人は入善町浦山新〇〇の〇〇さん、借受人は黒部市新堂〇〇の〇〇さんです。転用目的は「駐車場敷地」で、契約内容は「使用貸借権の設定」です。

申請人の〇〇さんは、既存地を中心に運送業を営んでいます。現在、営業用トラック4台を所有していますが、トラックが停車していない場合はそのスペースを利用して営業車や従業員の車を駐車させる予定であり、いずれにしても必要最小限の面積と認められます。

雨水に関しては、U字溝を設置し残地であります田へ排水する計画であり、新たに機械乗入口と取水のための給水管を設ける計画です。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「駐車場敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより事業の目的を達成することができる」とは認められない」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題ないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われれます。

申請地は、令和元年11月18日に農業振興地域の用途区分の変更済みであり、隣接耕作者からの同意及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

以上、2件です。よろしくお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

米澤委員

申請番号1番ですが、現況が宅地であり、是正ということでしたので確認印を押しました。

米山委員

申請番号2番ですが、事務局の説明のとおりであり、特に問題はありません。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第105号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第6、議案第106号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第106号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。令和元年12月6日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は、新規14件、再設定33件、合計47件の申請があります。

まず、新規設定です。

入善地区 1件、3筆、10,324㎡

上原地区 2件、6筆、1,167㎡

青木地区 5件、9筆、19,791㎡

飯野地区 3件、12筆、23,368㎡

小摺戸地区はありません。

新屋地区 1件、3筆、3,731㎡

櫛山地区はありません。

横山地区 1件、1筆、1,105㎡  
舟見地区 1件、1筆、357㎡  
野中地区はありません。  
以上、新規の合計は、14件、35筆、59,843㎡です。

続いて再設定です。

入善地区はありません。  
上原地区はありません。  
青木地区 4件、14筆、29,305㎡  
飯野地区 1件、1筆、857㎡  
小摺戸地区 1件、1筆、1,448㎡  
新屋地区 7件、21筆、43,331㎡  
櫛山地区はありません。  
横山地区 2件、4筆、7,189㎡  
舟見地区 15件、21筆、40,326㎡  
野中地区 3件、7筆、11,579㎡  
以上、再設定の合計は、33件、69筆、134,035㎡です。  
新規、再設定合わせて、47件、104筆、193,878㎡です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。

以上、よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第106号、農用地利用集積計画の決定についてを、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（鍋嶋 太郎）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございませんか。それでは、事務局から何かありますか。

事務局

お手元に農業委員会組織による「令和元年台風第19号等災害義援金」の募集についてという案内があると思いますが、これは10月12日に上陸した台風19号により、農地・農業用施設に多大な被害をもたらした被災者の方々に農業委員会として義援金を募集するというものです。皆様がよろしければ、義援金を全国農業会議所まで送金したいのですが、よろしいでしょうか。

（全員「異議なし」の発言あり）

事務局

ありがとうございます。それでは、こちらの方で手続きをしておきます。事務局からは以上です。

議長（鍋嶋 太郎）

その他、何かご意見等はございませんか。

議長（鍋嶋 太郎）

では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第29回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、1月10日金曜日、午後1時30分から行いますのでよろしくお願いいたします。

（閉会 午後2時15分）